

有害規制物質リスト

管理No	物質名称	グループ・別名等	規制（閾値）	規制要求事項					備考
				RoHS	化審	POPs	労安	リソソ	
A1-01	カドミウム及びその化合物		100ppm以下 (100ppm以下)注記3	○					注記2
A1-02	六価クロム化合物		1000ppm 以下 (100ppm以下)注記3	○					〃
A1-03	鉛及びその化合物		1000ppm 以下 (100ppm以下)注記3	○					〃
A1-04	水銀及びその化合物		1000ppm 以下 (100ppm以下)注記3	○					〃
A1-05	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	臭素系難燃剤	1000ppm 以下	○					〃
A1-06	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	臭素系難燃剤	1000ppm以下	○					〃
A1-07	フタル酸ビス(DEHP)	フタル酸エステル類	1000ppm以下	○					〃
A1-08	フタル酸ジブチル(DBP)	フタル酸エステル類	1000ppm以下	○					〃
A1-09	フタル酸ジブチル(BBP)	フタル酸エステル類	1000ppm以下	○					〃
A1-10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	フタル酸エステル類	1000ppm以下	○					〃
A2-01	ポリ塩化ビフェニル(PCB類)		使用の原則禁止		○	○20			
A2-02	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)		使用の原則禁止		○	○21			
A2-03	ヘキサクロロベンゼン(HCB)		使用の原則禁止		○	○14			
A2-04	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサクロロ-1, 4-エポキシ-5, 8-ジメチルナフタレン	アルトリン	使用の原則禁止		○	○01			
A2-05	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタクロロ-1, 4-エポキシ-5, 8-ジメチルナフタレン	デイルトリン	使用の原則禁止		○	○06			
A2-06	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタクロロ-1, 4-エポキシ-5, 8-ジメチルナフタレン	イントリン	使用の原則禁止		○	○08			
A2-07	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン	DDT	使用の原則禁止		○				
A2-08	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサクロロ-4, 7-メタノ-1H-インデン-1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-トリクロロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物	カルデソ又はヘプタクロル	使用の原則禁止		○	○04 ○09			
A2-09	ビス(トリブチルスズ)オキソ		使用の原則禁止		○				
A2-10	N, N'-ジトリル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラフェニレンジアミン		使用の原則禁止		○				
A2-11	2, 4, 6-トリターシャリブチルフェノール		使用の原則禁止		○				
A2-12	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチレンヒシクロ[2.2.1]ヘプタン	トキサフェン	使用の原則禁止		○	○24			
A2-13	トデカクロロヘキサシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン	マイルックス	使用の原則禁止		○	○17			
A2-14	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール	ケルセン又はジコル	使用の原則禁止		○				

管理No	物質名称	グループ・別名等	規制（閾値）	規制要求事項					備考
				RoHS	化審	POPs	労安	リソソ	
A2-15	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	ヘキサクロロブタジエン	使用の原則禁止		○	○15			
A2-16	2-(2H-1,2,3-ヘキサトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール		使用の原則禁止		○				
A2-17	ヘキフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)又はその塩	PFOS	使用の原則禁止		○				
A2-18	ヘキフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオロト	PFOSF	使用の原則禁止		○				
A2-19	ヘンタクロロベンゼン(PeCB)		使用の原則禁止		○	○18			
A2-20	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロシクロヘキサン	α-ヘキサクロシクロヘキサン	使用の原則禁止		○	○02			
A2-21	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロシクロヘキサン	β-ヘキサクロシクロヘキサン	使用の原則禁止		○	○03			
A2-22	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロシクロヘキサン	γ-ヘキサクロシクロヘキサン又はリソデン	使用の原則禁止		○	○16			
A2-23	テトラクロロペンタクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン-5-オン	クロルデコン	使用の原則禁止		○	○05			
A2-24	ヘキサブロムフェニル		使用の原則禁止		○	○10			
A2-25	テトラブロム(フェニル)ベンゼン	テトラブロムフェニルエーテル	使用の原則禁止		○	○22			
A2-26	ヘンタブロム(フェニル)ベンゼン	ヘンタブロムフェニルエーテル	使用の原則禁止		○	○23			
A2-27	ヘキサブロム(フェニル)ベンゼン	ヘキサブロムフェニルエーテル	使用の原則禁止		○	○12			
A2-28	ヘプタブロム(フェニル)ベンゼン	ヘプタブロムフェニルエーテル	使用の原則禁止		○	○13			
A2-29	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ヘキサジメチルペンタリン-3-オキソ	イントルファン又はヘンソクピソ	使用の原則禁止		○	○07			
A2-30	ヘキサブロムシクロデカン		使用の原則禁止		○	○11			
A2-31	ヘンタクロロフェノール、その塩及びエステル類		使用の原則禁止		○	○19			
A2-32	ポリ塩化直鎖ヘラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48%を超えるものに限る。)	短鎖塩素化ヘラフィン(SCCP)	使用の原則禁止		○	○26			
A2-33	1-1-オキソ(2・3・4・5・6-ヘンタブロム)ベンゼン	デカブロムフェニルエーテル	使用の原則禁止		○	○25			
A3-01	黄りんマツ		製造禁止				○		法第55条、令第16条
A3-02	ヘンタジソ及びその塩		製造禁止(1%以下)				○		〃
A3-03	四-アミナブフェニル及びその塩		製造禁止(1%以下)				○		〃
A3-04	アスベスト(石綿)類		製造禁止(0.1%以下) 分析、調査用途は除外				○		〃
A3-05	四-ニトロフェニル及びその塩		製造禁止(1%以下)				○		〃
A3-06	ビス(クロロメチル)エーテル		製造禁止(1%以下)				○		〃
A3-07	β-ナフチルアミン及びその塩		製造禁止(1%以下)				○		〃
A3-08	ベンゼンを含有するゴムのり		製造禁止(5%以下)				○		〃
A3-09	ジクロロベンジソ及びその塩		製造許可(1%以下)				○		法第56条、令第17条
A3-10	α-ナフチルアミン及びその塩		製造許可(1%以下)				○		〃
A3-11	塩素化ビフェニル(別名PCB)		製造許可(1%以下)				○		〃
A3-12	オルト-トリジソ及びその塩		製造許可(1%以下)				○		〃
A3-13	ジアニジソ及びその塩		製造許可(1%以下)				○		〃
A3-14	ヘリウム及びその化合物		製造許可(1%以下) 合金(3%以下)				○		〃
A3-15	ヘンソトリクロロ		製造許可(0.5%以下)				○		〃

管理No	物質名称	グループ・別名等	規制（閾値）	規制要求事項					備考
				RoHS	化審	POPs	労安	オゾン	
A4-01	特定フロン(CFC)	議定書附属書A グループ I	使用の原則禁止					○	注記4
A4-02	特定フロン	議定書附属書A グループ II	使用の原則禁止					○	〃
A4-03	その他CFC	議定書附属書B グループ I	使用の原則禁止					○	〃
A4-04	四塩化炭素	議定書附属書B グループ II	使用の原則禁止					○	〃
A4-05	1, 1, 1-トリクロロエタン(メルクロロム)	議定書附属書B グループ III	使用の原則禁止					○	〃
A4-06	HCFC	議定書附属書C グループ I	使用の原則禁止					○	〃
A4-07	HBFC	議定書附属書C グループ II	使用の原則禁止					○	〃
A4-08	ブフロロメタン	議定書附属書C グループ III	使用の原則禁止					○	〃
A4-09	臭化メチル	議定書附属書E グループ I	使用の原則禁止					○	〃
A4-10	HFC	議定書附属書F グループ I	使用の原則禁止					○	〃
A4-11	トリフルオロメタン	議定書附属書F グループ II	使用の原則禁止					○	〃
A5-01	弊社顧客が要求する使用禁止物質(注記5)								
B1-01	chemSHERPA管理対象物質(注記6)								
規制要求事項									
RoHS	EU RoHS 指令								
化審	化審法（第一種特定化学物質）								
POPs	POPs条約 附属書A該当物質								
労安	労働安全衛生法								
オゾン	モントリオール議定書（オゾン層保護法）								
注意事項									
注記1	規制要求事項の規制物質及び規制内容（規制値）等は、制定又は改訂時の内容のため、最新の要求事項と異なる場合があります。								
注記2	EU RoHS 適用除外が認められている使用可能用途（将来的に認められる使用可能用途を含む）に限り、含有禁止の除外とします。								
注記3	梱包資材の場合、4物質（カドミウム、六価クロム、鉛、水銀及びこれらの化合物）の総量として重量比：100ppmを含有濃度の閾値とします。								
注記4	製造工程等での使用を禁止します。								
注記5	chemSHERPA(ケムシエルパ)データ作成支援ツールによる含有量報告により、弊社で確認し、顧客へ報告します。								
注記6	chemSHERPA(ケムシエルパ)データ作成支援ツールによる含有量の報告をお願い致します。								
改訂履歴									
19/02/28	ver-01 制定								